

業務部門対策技術率先導入補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 19億円

目的・意義

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには二酸化炭素排出量の増加が著しく、増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策の推進が不可欠です。

そこで、**業務部門における二酸化炭素排出量の大幅な削減を実現するような、先進的かつ先導的な代エネ・省エネ設備の効果的な導入を行うモデル的な取組に対し支援を行うものです。**

事業内容

(1) 地方公共団体が所有する業務用施設に、**地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画**により、以下の要件を満たす代エネ・省エネ設備導入を行う事業に対して支援します。

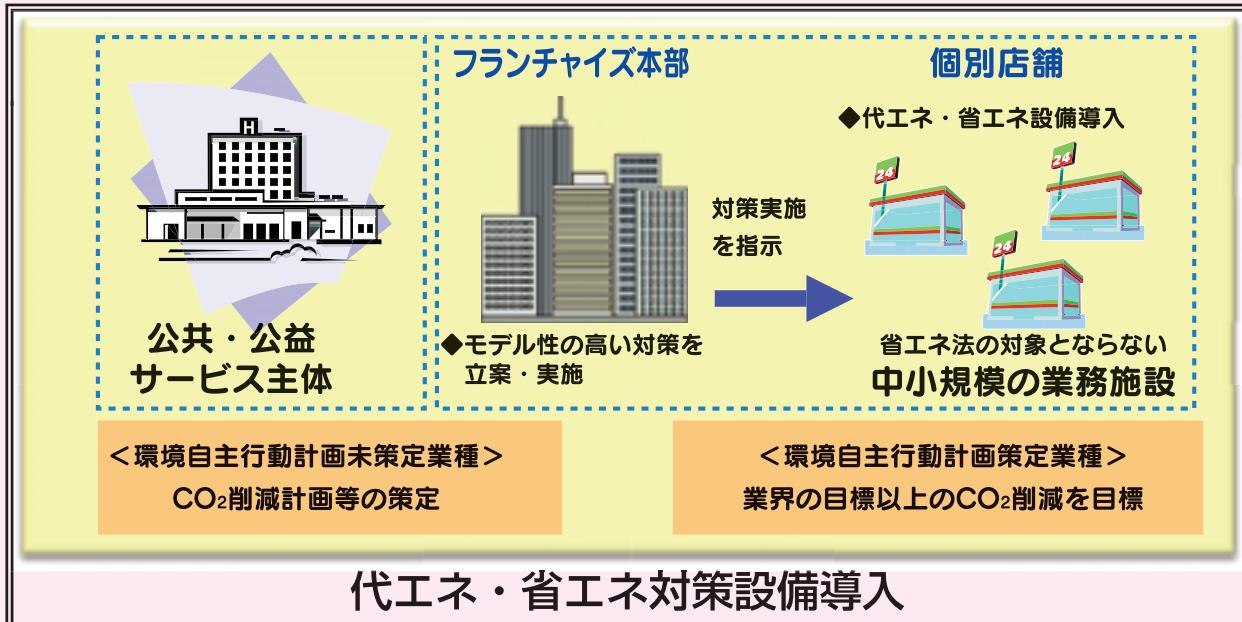
なお、普及啓発効果やCO₂削減量などを明記したCO₂削減計画を策定していただき、効果の大きい提案を選定することとします。

対象施設・設備	対象の条件
(I) 代替エネルギー設備	
ア 太陽光発電	定格出力が20kW以上。
イ 燃料電池	発電出力が1kW以上で、かつ発電効率が30%以上（低位発熱量基準）。
ウ バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつCO ₂ 削減率が15%以上。
エ バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基準）で、かつエネルギー回収率が50%以上。
オ バイオエタノール利用	CO ₂ 削減率が10%以上。
カ 地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上。
キ 小水力発電	発電出力が1,000kW以下。
ク その他の代替エネルギー利用設備	ア～キに掲げる事業と同等以上のCO ₂ 削減効果を有する設備であって、CO ₂ 削減率が10%以上でかつCO ₂ 削減費用が1万円/t-CO ₂ 以下。
(II) 省エネルギー設備	以下の要件をすべて満たすもの。 ①建物全体の省CO ₂ 化を図るもの、または、新規性の高い省CO ₂ 設備を一斉導入するもの。 ②CO ₂ 削減率が10%以上で、かつCO ₂ 削減費用が1万円/t-CO ₂ 以下。

1. バイオマス利用率…全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合
2. 省CO₂率…從来システムによる年間CO₂排出量に対する年間CO₂削減量の割合
3. エネルギー回収率…原料の発熱量およびバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合
4. CO₂削減費用…補助金額を設備の法定耐用年数を通じたCO₂の総削減量で除した値
5. CO₂削減率…從来システムによる年間CO₂排出量に対する年間CO₂排出削減量の割合

- (2) 公共・公益サービス事業主体及び省エネ法の対象とならない中小規模の業務施設に対して、次の条件を満たす代エネ・省エネ設備整備を行う事業に対して支援します。
- ◆環境自主行動計画が策定されている業種で、業界の目標値より高い二酸化炭素排出削減目標を達成するために、先進的な代エネ・省エネ設備整備を導入する事業
 - ◆環境自主行動計画が未策定の業種で、独自のCO₂削減計画等を策定し、それに従った設備整備を行う事業

●事業の例



提案

補助

環境省

◆費用対効果に優れた率先的かつ先進的な代エネ・省エネ対策設備をモデル的に導入する提案を選定。

- (3) シェアード・セイビングス・エスコ事業により、高い水準で地方公共団体等の設備の省エネ化を図る民間事業者に対して、省エネ設備の導入等に必要な費用の一部を支援します。

補助内容

1. 補助対象者： (1)地方公共団体
(2)公共・公益サービス事業主体等の設備整備を行う民間団体等
(3)地方公共団体の施設にシェアード・エスコを用いて省エネ設備を導入する民間団体等
2. 補助対象事業： (1)実行計画に基づいた地方公共団体施設への代エネ・省エネ設備の導入
(2)公共・公益サービス施設等への率先的な代エネ・省エネ設備等の導入
(3)地方公共団体の施設へのシェアード・エスコ事業
3. 負担割合：

総事業費	
環境省	地方公共団体・民間団体等
1/2	1/2

4. 補助下限額： (1)の事業の補助下限額は600万円となっています。

地域協議会民生用機器導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 2.8億円

目的・意義

地域において住民や事業者等の日常生活における温暖化対策への取組を推進する「**地球温暖化対策地域協議会**」を活用し、二酸化炭素の排出量削減に役立つ**高断熱住宅へのリフォームや、高効率空調システムなどの省エネ機器、バイオマス燃料燃焼機器などの代エネ機器**を、地域においてまとめて導入する事業に対し、支援を行い、導入拡大を図ります。

事業内容

家庭・業務部門において、温暖化対策に効果のある以下の機器等を、地域でまとめて導入する地域協議会の活動に対して支援します。

○高断熱住宅等へのリフォーム

既設の住宅やビルのリフォーム時に、**高効率断熱材や複層ガラスなどの断熱資材や、省エネ照明等省エネ設備**を、地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：

断熱資材（複層ガラス）



○省エネ設備の大規模導入

一般住宅等に対して、**高効率空調システムなどの家庭・業務部門における温暖化対策効果のある省エネ機器**（家庭用について高効率給湯器に限る）を、地域でまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：

←表示部分



↑高効率空調システム



↑高効率給湯器

○民生用バイオマス燃料燃焼機器

家庭等で利用可能な木質ペレットなどの**バイオマス燃料の燃焼機器**を地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：
ペレットストーブ→



○民生用小型風力発電システム

一般住宅等に対して、**2~3m/sの弱風でも発電でき、また騒音にも配慮した、市街地にも設置できる小型風力発電システム**を地域にまとめて導入する地域協議会の事業

導入設備例：



○民生用小型燃料電池システム

一般住宅等に対して、**家庭用小型燃料電池コーチェネレーションシステム（熱電併給システム）**を地域にまとめて導入する地域協議会の事業

○小水力発電システム

小水力発電システム（1000kw以下）を地域に共同で導入する地域協議会の事業

補助内容

1. 補助対象者：民間団体（地域協議会の構成員）

2. 補助対象事業

高断熱住宅等へのリフォーム、省エネ設備、民生用バイオマス燃料燃焼機器、民生用小型風力発電システム、民生用小型燃料電池システムの導入事業

3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

4. その他

具体的な施設整備等の事業の対象は一般家庭、民間事業者等であるため、**地域協議会には、事業の取りまとめの役割が期待されています**。例えば、補助事業の対象となる温暖化対策製品を製造・販売する企業等が地域協議会の構成員となって、取りまとめの役割を中心的に担い、他の構成員（地方公共団体、住民、N G O、N P O、都道府県センター等）と協力して、当該温暖化対策製品の導入普及を進めることができます。具体的に補助を受ける方は一般家庭等であるため、民間負担分は基本的にこれらの一般家庭等の自己負担分となることとなります。

また、地域協議会の事業として位置付けられることにより補助の対象となるので、**補助の対象となる一般家庭等が全て地域協議会の構成員になる必要はありません**。

地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）とは

民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議する場として組織するもの。

なお、構成員の内訳や人数についての要件は法律上明記していないが、制度の趣旨に鑑みれば、一業種（例：事業者のみ）や少人数での設立は地域協議会としては適当ではなく、また、日常生活での対策が中心であることから、住民（団体を含む。）が参加していることが望まれる。

なお、地域協議会に関するガイドラインなど、詳細は環境省ホームページを参照。
(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kyogikai/index.html>)

温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

20年度予算額 30億円（新規分）

目的・意義

この補助事業は、**自主参加型の国内排出量取引制度**を実施するためのものです。

自主参加型の国内排出量取引制度は、自主的・積極的に排出削減に取り組もうとする事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備導入への補助**により**支援**することによって、追加的な削減努力を引き出すことを目的としています。

特に、①**設備補助**（採択に当たっては費用効率性を重視）、②**削減量の自主的な約束**、③**排出枠の取引**（柔軟性措置）の3つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現しようとするものです。

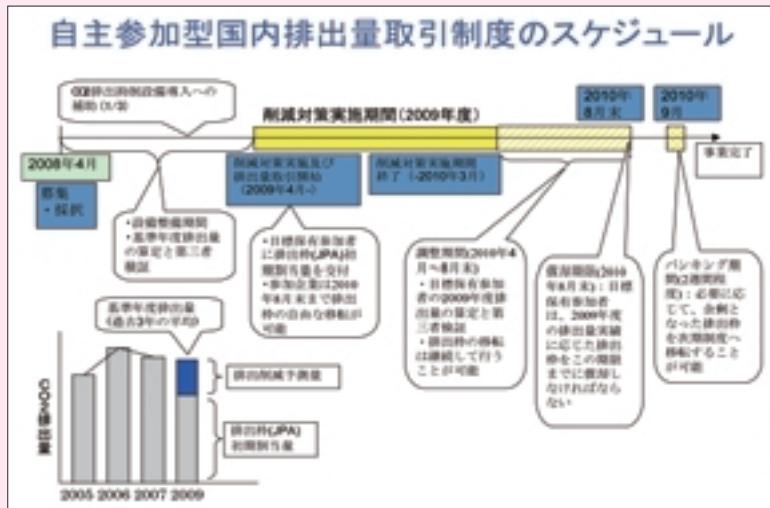
事業内容

自主参加型の国内排出量取引制度に参加する事業者に対し、**省エネ等によるCO₂排出抑制設備の導入への補助**を行います。補助申請に当たっては、**目標とする削減量を申告**していただき、**補助の費用効率性が高い(tCO₂削減当たりの補助金額が少ない)**事業者を優先的に採択することを原則とします。

補助事業者には、**2008年度において、設備を整備**いただくとともに、基準年度の排出量（2005～2007年度の平均）を算定し、第三者による検証を受けていただきます。

2009年度においては、整備した設備を活用し、排出削減に取り組んでいただきます。2009年4月に、補助事業者には「基準年度排出量－排出削減予測量」の**排出枠が交付**され、これは取引可能なものです。

2009年度終了後、補助事業者は、2009年度のCO₂排出量を算定し、第三者の検証を受けていただきます。補助事業者は、**2009年度の排出量実績に応じた排出枠を環境省に提出**いただく必要があり、排出枠の提出量が足りない場合には、その割合に応じて補助金を返還いただく場合があります。提出する排出枠としては、他社から移転した排出枠や、CDM・JIによるクレジット（CER・ERU）を使用することが可能です。



補助内容

- 補助対象者：民間団体
- 補助対象設備・事業：国内における省エネルギー等によるCO₂排出抑制設備の整備
- 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3

地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 5億円

目的・意義

地球温暖化対策技術を大規模かつ効率的に一般へ普及させるには、技術導入に対する直接補助だけでは限界があります。代エネ・省エネ等の技術普及を事業とする新たな地球温暖化対策ビジネスの育成を急ぐ必要があります。

本事業は、温暖化対策ビジネスモデルとして一定のフィージビリティが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開を図るに当たって必要な核となる技術に係る施設設備の経費及び地域パイロット事業の事業費を支援することにより、新たな温暖化対策ビジネスモデルの市場導入を促進して、二酸化炭素排出量の着実な削減に寄与することを目的としています。

事業内容

ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術に係る設備整備費及び地域における実証事業（パイロット事業）の事業費に対して補助します。

●事業の例

補助事業の対象となる地球温暖化対策ビジネスモデルとしては、以下のような事業が考えられます。

再生可能エネルギー製造・供給・利用促進事業

化石燃料の代替となるようなバイオマスからの効率のよい水素製造などの再生可能エネルギーの製造・供給・利用を促進する事業に対して支援します。

・木質バイオマスからの高効率な水素製造事業

木質バイオマスから効率よく水素エネルギーを製造し、供給および利用を促進する事業。

そのほか、未利用エネルギーの効率的な利用や省エネルギーに貢献する機器やシステムなどを用いて地球温暖化対策に貢献することが見込まれる事業で、新たにビジネスモデルとして成立する可能性が高く、かつ先進的・先駆的な事業に対して支援します。

補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 対象事業：本格的なビジネス展開を図るにあたって核となる技術に係る施設設備、地域パイロット事業

3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体
1/2	1/2

再生可能エネルギー導入加速化事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 5億円

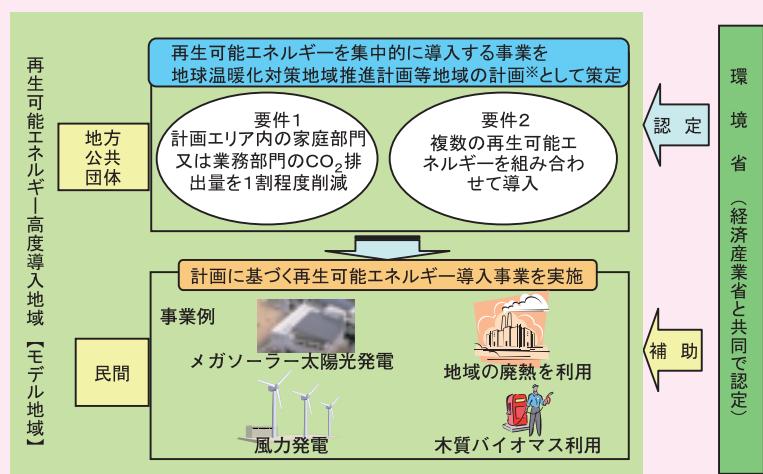
目的・意義

京都議定書目標達成計画に沿って、地域の特色ある再生可能エネルギーを地産地消し、地域全体での効率的なCO₂削減を実現するモデル地域を整備するため、地域における再生可能エネルギーの集中的な導入を支援します。また、家庭部門における再生可能エネルギー利用技術の導入を加速させるため、低炭素住宅の整備に係るモデル的取組を推進する地方公共団体に対して、支援します。

事業内容

(1) 再生可能エネルギー高度導入モデル地域整備事業

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画等の中で、地方公共団体が再生可能エネルギーの導入を位置づけており、そのエリアの民生部門から排出されるCO₂を10%程度削減するために、集中的に複数の再生可能エネルギーを導入する具体的な計画を地方公共団体が策定し、国がこれを認定した場合において、当該計画に位置づけられた再生可能エネルギー導入事業主体（民間団体）に対して、支援します。



(2) 再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業

省CO₂効果の高い構造の住宅に再生可能エネルギーを導入した低炭素住宅を普及させるため、一定以上のCO₂削減効果を持つ新築住宅等に対して、再生可能エネルギー利用設備の導入を支援する地方公共団体の先進的な取組に対して支援します。



補助内容

1. 補助対象者：
 - (1) 再生可能エネルギーの導入を行う民間団体
 - (2) 再生可能エネルギーの導入支援を行う地方公共団体
2. 補助対象事業：
 - (1) 地域への集中的な再生可能エネルギー導入のための設備整備事業
 - (2) 地方公共団体による住宅への再生可能エネルギーの導入支援事業
3. 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体・地方公共団体
1/2	1/2

メガワットソーラー共同利用モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 4億円

目的・意義

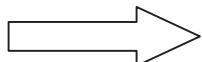
地域での共同利用に根ざした1,000kW級の太陽光発電システム（メガワットソーラー）をモデル的に立ち上げ、多様なメガワットソーラー事業の可能性を示すことにより、全国的な導入拡大を図り、事業用太陽光発電のさらなる普及促進を図ります。

事業内容

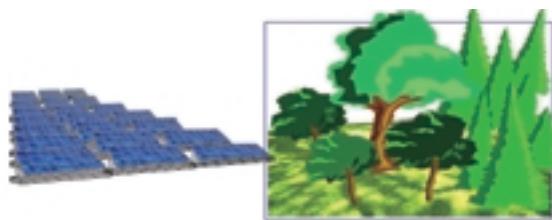
地域での共同利用を前提とし、メガワットソーラーを導入し事業化を図ろうとする事業者を募集し、導入する太陽光発電システム整備に対して補助します。

20年度は、18年度からの継続事業のみ実施することとし、新規事業の公募は行わない予定です。

メガソーラー事業のシステム構築に関する技術開発



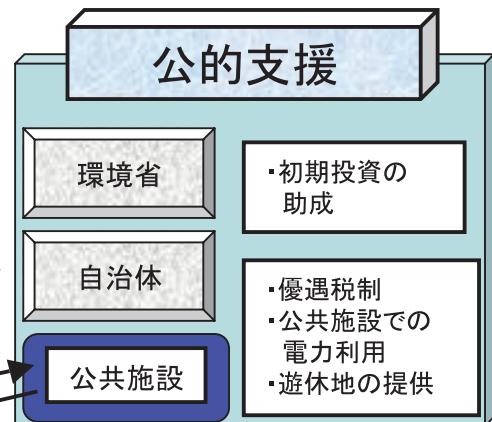
メガワットソーラー整備事業



1MWの太陽光発電システム
(1.5ha) → 東京ドーム25個分の森林相当
(120ha)

民間事業者
メガソーラー事業

様々な事業形態の事業化モデル
○分散設置型
○集中設置型



補助内容

- 補助対象者：民間団体
- 対象事業：地域での共同利用を前提としたメガワットソーラー整備事業
- 負担割合：40万円／kWを上限とする定額補助

エコ燃料利用促進補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 8億円

目的・意義

運輸部門・業務部門における新エネルギー導入の柱であるバイオマス由来燃料（エコ燃料）の利用拡大のため、**バイオエタノール等の燃料製造・混合設備や貯蔵設備等の施設整備**を行う事業者を支援します。

事業内容

エコ燃料製造やその利用に必要な**設備整備等**を含む以下の事業を行う民間団体等に対し、**必要な事業費の一部を補助**します（図中の赤枠で囲んである設備整備等が補助対象に該当します）。

●事業の例

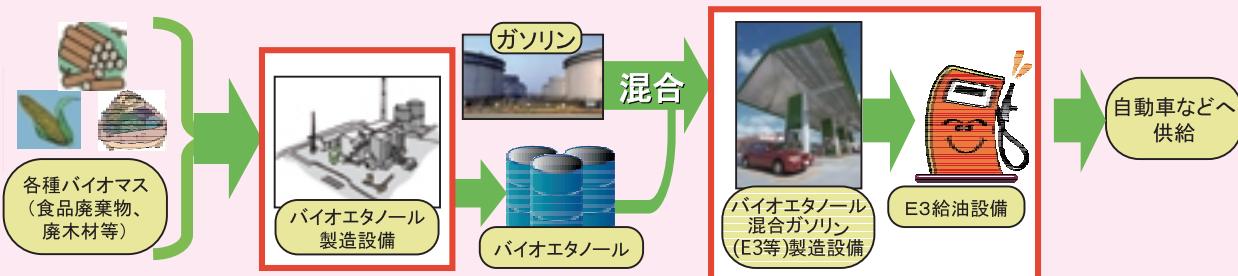
補助事業の対象となるエコ燃料利用に係る事業としては、例えば以下のような事業が考えられます。

(1) バイオエタノール製造事業

廃棄物として処分されていたバイオマス資源など、地域に存在するバイオマスを有効活用したバイオエタノール製造設備を整備する事業。

(2) バイオエタノール混合ガソリン等利用促進事業

ガソリンなどの販売店に燃料を供給する卸事業者等が行うバイオエタノール混合ガソリン製造施設（バイオエタノール貯蔵設備、混合設備等）の整備や、ガソリン等販売店が行うバイオエタノール混合ガソリンを給油するための設備改良（安全対策等）を行う事業。



(3) バイオディーゼル燃料 (BDF) 製造事業

廃食用油などから製造されるバイオディーゼル燃料（BDF）について、適正な品質による製造・供給を促進するため、一定の性能を有するBDF製造設備を整備する事業。



補助内容

- 補助対象者：民間団体等
- 補助対象事業：エコ燃料の製造・利用に係る設備整備等を行う事業
- 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体等
1/2	1/2

省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業

(担当: 地球環境局フロン等対策推進室)

20年度予算額 3億円

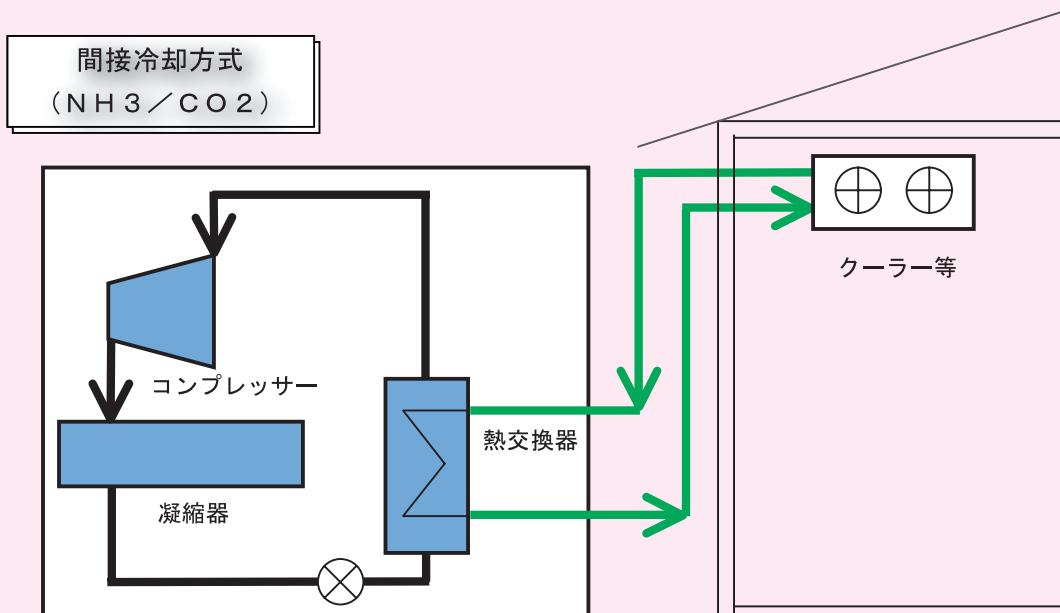
目的・意義

物流拠点や大規模小売店舗等で使用される冷凍装置は、一般的に常時使用される必要があり、大量のエネルギーを必要とする装置ですが、近年、自然冷媒（すなわちノンフロン冷媒）を用い、しかも従来製品よりも省エネルギーとなる冷凍装置が開発されています。

こうした冷凍装置は、**エネルギー起源CO₂の削減のみならず、高い温室効果を有するフロンの排出防止による温室効果ガスの排出削減にもつながるため、モデル事業の実施により普及を図るもの**です。

事業内容

省エネ自然冷媒冷凍装置の導入に対して**補助**を行います。省エネ自然冷媒冷凍装置として、例えば次のようなものが開発されています。



補助内容

- 補助対象者: 民間団体
- 補助対象設備・事業: 既存の冷凍装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ自然冷媒冷凍装置を導入する事業
- 負担割合



: 自然冷媒冷凍装置導入費用とフロン冷媒冷凍装置導入費用の差額の1/3を補助します。

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課)

20年度予算額 21.17億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用等により、化石燃料の使用量の抑制を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、以下の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行います。

(1) 廃棄物発電施設整備事業

- ①廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ②一定以上の発電効率を有するもの
- ③売電先又は電気利用先が確定しているもの

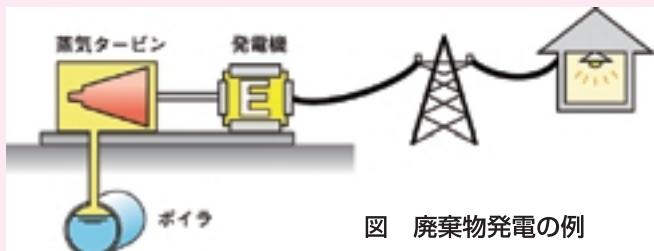


図 廃棄物発電の例

(2) 廃棄物熱供給施設整備事業

- ①廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ②一定以上の熱供給量を有するもの
- ③隣接する工場や公共施設等における化石燃料の使用を代替するもの
- ④熱利用先が確定しているもの

(3) 廃棄物燃料製造施設整備事業

- ①廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行うもの
- ②一定以上のエネルギー回収率及び発熱量を有するもの
- ③製造される燃料の利用先が確定しているもの

(4) ごみ発電ネットワーク事業

- ①ごみ発電を主たる電源とする特定電気事業者等が行うもの
- ②発電量及び効率を一定以上増加及び向上させるもの
- ③電源となるごみ発電施設及び売電先又は電気利用先が確定しているもの
- ④ただし、電源となるごみ発電施設数の拡大を前提とするもの

(5) 熱輸送システム事業

- ①廃棄物焼却施設を主たる熱源とする熱供給事業者が行うもの
- ②一定以上の熱エネルギー利用があるもの
- ③熱源となる廃棄物焼却施設及び熱利用先が確定しているもの

補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 補助対象施設・事業：

- (1) 原則として廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。（設置許可が必要なものに限る。）
- (2) 地球温暖化防止に資する効果が十分高いもの
- (3) 事業者の取組として先進的なもの
- (4) その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等

3. 負担割合：

(1) 事業内容の(1)～(3)について

補助金交付額は、施設の高効率化に伴う嵩上げ(ぞうすう)費用です。（ただし、補助対象となる施設整備費の1／3を限度とします。）

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3 (最大)	2/3

(2) 事業内容の(4)及び(5)について

補助金交付額は、補助対象となる施設整備費の1／2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/2 (最大)	1/2

地球温暖化を防ぐ学校工コ改修事業

(担当：総合環境政策局環境教育推進室)

20年度予算額 8.2億円

意義・目的

1960年代以降、児童・生徒数の急激な増加により建設された多くの学校校舎は、夏は暑く冬は寒いなど温熱性能が著しく悪く、また、老朽化の進行に伴い、耐震対策、劣化対策が必要となってきています。さらに、地球温暖化問題に対応するため、学校施設においても、二酸化炭素排出量の低減や自然との共生を考慮した施設づくりが求められています。

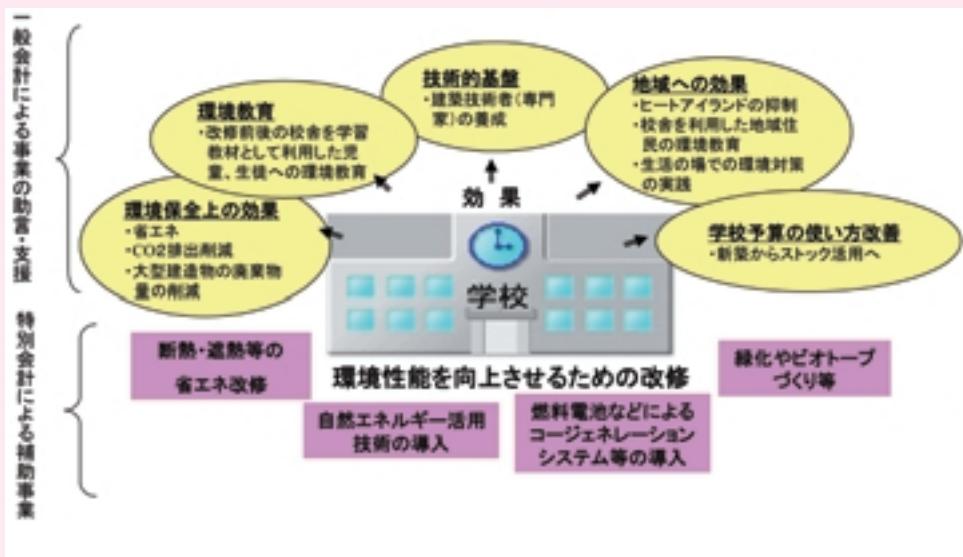
そこで、地方公共団体が設置している学校のモデルとして、地域の技術者や住民等からなる検討会の結果に基づいて行われる学校の特徴に応じた効果的な省エネ改修・代エネ機器の導入等（「学校工コ改修」）に対し、その施設整備等の費用の一部を補助します。この事業は、ハード整備に加え、その改修過程を素材として、地域への環境建築等の技術普及や学校を核とする地域ぐるみの環境教育を展開することに大きな特徴があります。

また、その取組の状況、成果は、地域ごとのモデルとして広く普及を図ります。

事業内容

地方公共団体が設置している学校（小学校、中学校及び高校）に対し、地域や学校の特徴に応じた二酸化炭素排出削減効果を有する省エネ改修・代エネ機器導入等の最も効果的な組み合わせ（遮光、屋上緑化による断熱など）による施設整備に要する費用の一部を補助します。

全国で平成17年度に9ヶ所、平成18年度に6ヶ所、平成19年度に1ヶ所選定し、平成20年度においては更に2ヶ所程度で実施します。（各3ヶ年計画）



別途、環境省においては、一般会計の事業として、各事業対象校で行われる工コ改修におけるモデル的な技術の組み合わせについて助言を行うこととしています。また、各事業対象校における、地域の技術者業者への普及、改修した学校施設を素材として、地域も参加した建築・住まいに関する環境教育に関して技術支援を行い、それぞれの成果をとりまとめ全国に普及することとしています。

補助内容

- 補助対象者：地方公共団体
- 補助対象設備・事業：学校の改修、代替エネルギーの活用設備の導入等
- 負担割合



低公害車普及事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

20年度予算額 1.17億円

事業内容

地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に低公害車の導入を促進する地方公共団体等に対し、導入に係る事業費の一部を補助します。

また、次世代の究極の低公害車といわれる燃料電池自動車や、ジメチルエーテル（DME）を燃料としたDME自動車、水素を燃料とする内燃機関自動車である水素自動車について率先的に導入する地方公共団体等に対して、導入に係る事業費の一部を補助します。

補助内容

1. 補助対象者：地方公共団体等

2. 補助対象事業：

- 地方公共団体等による車両総重量3.5t超の低公害車（公営バスを除く）の導入
- 地方公共団体等による次世代低公害車（燃料電池自動車、DME自動車、水素自動車）の導入

3. 負担割合：

環境省1/2、地方公共団体1/2

※低公害車については、通常車両との差額の1/2を補助



自動車省CO₂対策推進事業

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

20年度予算額 1.3億円

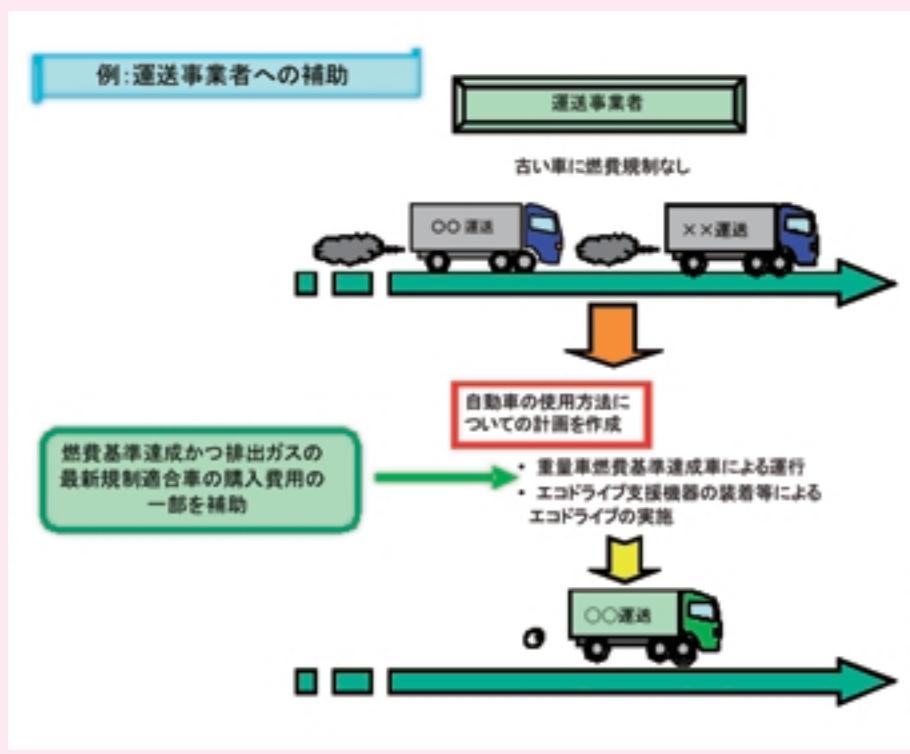
目的・意義

京都議定書における約束である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するためには、CO₂の排出量の寄与割合が大きく、増加が著しい運輸部門における実効性かつ即効性のある対策が不可欠です。運輸部門から排出されるCO₂のうち約35%はトラック・バスから排出されるものであることから、CO₂の排出量を削減するためには、自動車の中でも、特に、トラック・バスの燃費を改善することが重要です。

そのため、運送事業者等によるCO₂等の排出量の削減に関する自主的な取組を促進し、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスの普及を図ることにより、大気中に排出されるCO₂、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の量を削減することを目的とした事業です。

事業内容

運送事業者等は、その事業に係るCO₂等の排出量の削減のための計画を作成し、環境省が認定をします。その計画に基づき、運送事業者等が、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスを導入するに際し、車両購入費について補助を実施します。



補助内容

1. 補助対象者：運送事業者等
2. 補助対象事業：事業者が作成した計画に基づき、燃費基準適合かつ排出ガスの最新規制適合車を購入するもの
3. 負担割合：通常車両価格との差額の1/2

コベネフィットCDMモデル事業

(担当: 水・大気環境局地下水・地盤環境室、国際協力推進室)

20年度予算額 3億円

目的・意義

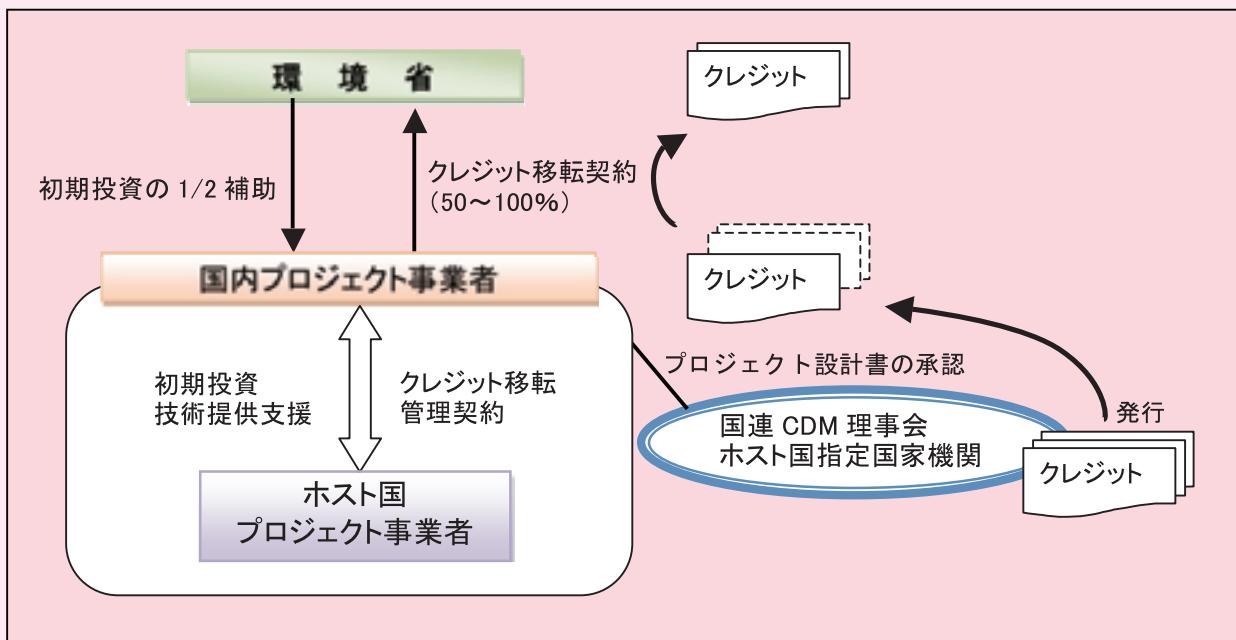
我が国が京都議定書の約束を達成するため、国内対策を最大限すすめてもなお約束達成に不足する分は京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要です。

そこで、大気汚染、水質汚濁等の環境問題が顕在化しつつある発展途上国において、我が国の環境技術を活かした温暖化対策とともに現地の公害対策を実現するコベネフィットCDMモデル事業を実施し、コベネフィットCDM事業の推進を図るものであります。

事業内容

発生するクレジットの50%～100%を国に無償移転することを条件に、コベネフィットを実現するCDMモデルプロジェクトの初期投資の1/2を補助します。

コベネフィットCDMモデル事業スキームの例



補助内容

- 補助対象者：民間団体
- 補助対象事業：温室効果ガス削減と公害対策に資するコベネフィットCDMモデル事業
- 負担割合：初期投資費用の1/2



低炭素社会モデル街区形成促進事業

(担当:(1)水・大気環境局大気生活環境室／地下水・地盤環境室 (2)地球環境局地球温暖化対策課)

20年度予算額 11億円

目的・意義

宅地や商業地域等の大規模再開発の機会等をとらえて、CO₂削減だけでなく、ヒートアイランド対策としても有効な温暖化対策技術を組み合わせて、面的な広がりを持ったエリアに集中的に導入し、個別対策の集積だけでは得られないCO₂削減及びヒートアイランド対策をもたらすモデル事業を実施します。

事業内容

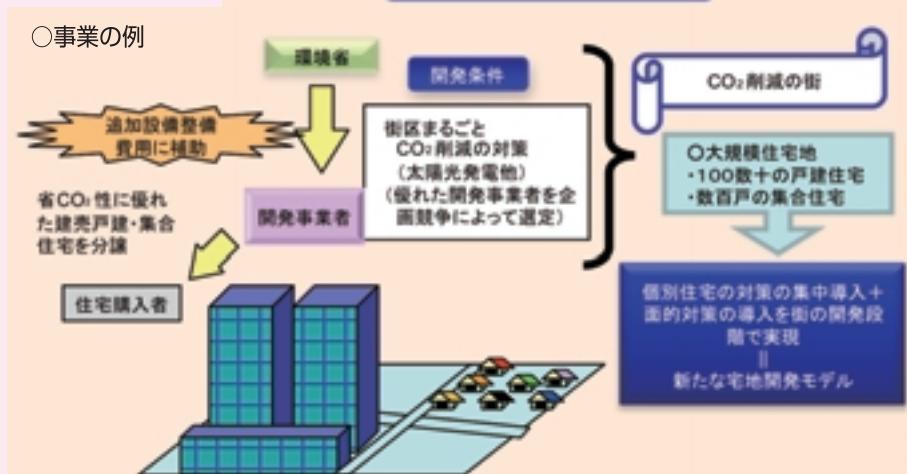
(1) クールシティ中枢街区パイロット事業 (7億円)

ヒートアイランド現象の顕著な街区において、CO₂削減効果を兼ね備えた施設緑化や保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプなど複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせて一體的に実施する事業に対して補助を行います。これにより、都市部にクールスポットを創出し、ヒートアイランド現象の緩和等を図ります。



(2) 街区まるごとCO₂削減事業 (4億円)

大規模宅地開発などの機会をとらえ、デベロッパー、地権者、地方公共団体等の関係者が協調し、CO₂の大幅な削減を見込める対策をエリア全体、複合施設で導入し、街区等のエリアをまるごと省CO₂化する面的対策を行う事業に対して支援します。



補助内容

- 補助対象者：街区開発を行う民間団体等
- 対象事業：
 - モデル街区内における都市の省CO₂化に資するヒートアイランド対策の導入事業
 - CO₂削減に要する追加的設備の整備※(2)の事業効果の評価検証については民間団体に委託して実施
- 負担割合

総事業費	
環境省	民間団体等
1/2	1/2